

## 補助対象者

補助金の交付対象者は、下記に掲げる者で、市税を滞納していない者とします。

※収益事業を行わない特定非営利活動法人は対象外となります。

補助対象者	
創業支援	市が開催する審査会において、事業者として認定を受け、審査会開催日の属する年度の末日までに新たに事業（既に事業を営んでいる中小企業者又は小規模企業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに行う新たな分野への事業展開を含む。）を開始し、補助事業の完了までに市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人

### 補助対象者の補足

No.	○交付対象者	×交付対象外
1 (法人)	市内に主たる事業所（本店）を有する法人	市外に主たる事業所を有する法人が、市内に店舗又は事業所を設置し、事業を行う場合は交付対象外とする。 市内に主たる事業所を有する法人が、市外の店舗又は事業所で、事業を行う場合は交付対象外とする。
2 (団体)	市内に主たる事業所を有する団体 ※市内に住所を有する「市民」で組織し、所在地が市内にある規約を有する任意の団体であり、市内で事業を行う団体であること。（農業生産組織等）	市外に住所を有する者の所属が半数以上を占めている場合であれば、その団体は市外で組織されているとみなし、交付対象外とする。
3 (個人)	市内に住所を有する個人 ※市内に住所を有する「市民」であり、市内に店舗又は事業所を有し、市内で事業を行う個人であること。	市外に住所を有する個人が、市内に店舗又は事業所を設置し、事業を行う場合は補助対象外とする（産業支援のみ） 市内に住所を有する個人が、市外の店舗又は事業所で、事業を行う場合は補助対象外とする。